

# 令和元年五所川原市教育委員会第6回定例会会議録

五所川原市教育委員会

令和元年五所川原市教育委員会第6回定例会議決結果表

議案番号	提案年月日	件名	議決年月日	結果
議案第12号	令和元年10月24日	臨時代理の承認を求めることについて（地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（第12条）	令和元年10月24日	原案可決
議案第13号	令和元年10月24日	学校林土地貸借契約の一部変更について	令和元年10月24日	原案可決

令和元年五所川原市教育委員会第6回定例会会議録

日時：令和元年10月24日（木） 午後3時30分開会

場所：五所川原市本庁舎 3階 委員会室

◎議事日程

開会

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 会期の決定

第 3 前回会議録の承認（令和元年第5回定例会）

第 4 教育長の報告

第 5 議案第12号 臨時代理の承認を求めることについて（地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（第12条））

第 6 議案第13号 学校林土地貸借契約の一部変更について

閉会

◎出席教育長及び委員（5名）

教育長	長 尾 孝 紀
1 番	丁子谷 悟 委員
2 番	木 村 吉 幸 委員
3 番	三 瀉 洋 生 委員
4 番	奈 良 陽 子 委員

◎説明のため出席した職員（9名）

教育総務課	教育部長 小 林 耕 正
社会教育課	課長 川 浪 生 郎
スポーツ振興課	課長 大 沢 丈 徳
学校教育課	課長 近 藤 達 也
学校給食センター	課長 谷 川 龍 三
図書館	所長 葛 西 一
学校教育課	次長 須 藤 紀 子
教育総務課	課長補佐 川 浪 学
	専任員 小山内 秀 峰

◎職務のため出席した職員（1名）

教育総務課	課長補佐 古 川 憲
-------	------------

◎開 会

○教育長

本日の出席は、私ほか委員が4名、定足数に達しております。これより令和元年五所川原市教育委員会第6回定例会を開会いたします。

◎会議録署名委員の指名

○教育長

日程第1、会議録署名委員の指名に入ります。会議録署名委員は、委員会会議規則第17条第2項の規定により教育長が指名とありますので、私の方から指名いたします。1番 丁子谷委員、4番 奈良委員にお願いいたします。

◎会期の決定

○教育長

日程第2、会期についてお諮りいたします。会期は本日一日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日一日とすることに決定いたしました。

◎前回会議録の承認（令和元年第5回定例会）

○教育長

日程第3、前回の会議録の承認についてであります。ご異議なければ承認したいと思います。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議がないようですので、第5回定例会の会議録を承認することに決しました。

◎教育長の報告

○教育長

日程第4、教育長の報告ですが、まず最初に9月30日に五所川原市教育支援委員会第3回定例会が開催され、定例会終了後、

引き続き教育長へ答申がありました「総合診断の結果」の概要についてお知らせします。令和元年度の審議対象者は、幼児児童39名になり、現在、担当者が各幼保・こども園及び小学校に出向いて保護者等に診断結果を説明している状況です。ちなみに、平成30年度審議対象者は幼児児童38名でしたので、今年度とほとんど同数となっております。最終的には、保護者等の意見を尊重することになりますが、小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒は、近年増加傾向にあるのが現状です。尚、令和元年度の特別支援学級在籍児童生徒数は、10月1日現在、小学校75名、中学校20名の合計95名となっております。

次に、10月2日～3日にかけて黒石市で開催されました令和元年度青森県都市教育長協議会第2回定例会についてお知らせします。議事の中では、令和2年度に開催予定である第71回東北都市教育長協議会総会・研修会が令和2年4月23日（木）～24日（金）の2日間、十和田市で開催されることを確認すると共に、開催に向けての負担金の支出及び運営等について協議しました。その後の研修では、各市から事前に提出されている情報交換議題を基に、各市の取組状況について話し合いました。五所川原市からは、「プログラミング教育の取組状況について」と「放課後子ども教室の設置状況等について」事前に2件要望事項として提出しており、当日各市の取組状況について説明を受けました。今回は、6つの議題について話し合いましたので、委員の皆様には、別紙資料として配付しておりますので後ほどご覧いただきたいと思っております。

私からは以上です。

#### ◎付議案件

##### ○教育長

次に、日程第5 議案第12号「臨時代理の承認を求めることについて（地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（第12条）」を議題といたします。本件について、担当課より説明願います。

##### ○学校教育課長

議案第12号「臨時代理の承認を求めることについて（地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（第12条）」、議案書を基に説明した。

##### ○教育総務課長

本件に関連する「会計年度任用職員制度」について、説明した。

○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○教育長

質疑を終結いたします。採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に日程第6 議案第13号「学校林土地貸借契約の一部変更について」を議題といたします。本件について担当課より説明願います。

○教育総務課長

議案第13号「学校林土地貸借契約の一部変更について」、議案書を基に説明した。

○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

○丁子谷委員

学校林は活用されていないのですか。

○教育総務課長

栗の実も採れなくなり、活用するのが難しいと聞いております。

○木村委員

伐採した木材を売ること、収入を得ることができる仕組みになっていると思いますが、実際にはどのようなものでしょうか。

○教育部長

学校林を伐採して売却するにしても外国材に押され、国内材の価格も安くなっているのが現状です。植栽した当時は売却できると見込んでいたものの、現在は売却するまでにかかる費用を差し引くと収益が出にくい状況にありますので、伐期を令和4年から9年に変更し検討する時間を設けるという内容で、学校林運営委員会での協議が整ったことから、契約変更するものです。

○丁子谷委員

時期が来たら学校林を伐採して終わりというのではなく、どのような価値を生み出すことができるのかを考えておく必要があると思います。

○教育総務課長

今後も学校林運営委員会を定期的で開催していくこととなりますので、地元や学校の意見を踏まえながら木材の利用も含め、今後の方向性について話し合っていきます。

○教育長

他に質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○教育長

質疑を終結いたします。採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

「その他」として何かございませんでしょうか。



○丁子谷委員

市浦小学校の外壁等の修繕は、いつ頃になったらできるようになるのですか。

○教育総務課長

来年度当初予算編成の前であり、個別の学校についてどのような順番で修繕をしていくのか決まっておられません。ただ来年度予算についても前年度比マイナス5%シーリングの方針が示されており、さらに予算を圧縮した編制になっていくことにはなりません。

○丁子谷委員

学校における職場のいじめについて、どのように考えているのでしょうか。

○教育部長

当市では市職員を対象としたハラスメントに対応する委員会が設置されており、相談する窓口もございます。また人事評価制度の中で面談する機会もあり、ハラスメントに限らず職員の声を吸い上げる仕組みができております。学校においても人事評価が制度化されており同様に職員の声を吸い上げることができるようになっておりますが、ハラスメント事案に対する委員会は市職員のみを対象としたものであり、現段階では対応できる制度になっておりません。しかし教職員の服務に関することでありますので、検討させていただきます。

○丁子谷委員

人事評価制度の中での面談で対応することも大事ですが、こうした問題を未然に防止するためには、相談しやすい環境作りをしておくことが重要であります。ですから形式的なものではなく、日頃から対話を心掛けて2度、3度と面談をしているいろいろな声を吸い上げて、機構改革や業務改善、職員の生活改善につなげていただけたらと思っております。

○教育部長

補足しますと、人事評価制度は業務目標に対して評価する部分と相談する部分が分けられています。そのうち、評価の部分については、評価者がどれだけ客観的に評価できるかが問題になってきますので、個々の評価が平準化するよう研修を行うなどで対応しております。それから相談する部分に関しては、制度上直属の上司との面談もありますが、それ以外にも年1回、人事課に対して業務に対する自己申告する制度があり、必要であれば上司を挟まずに人事担当と職員が直接面談する機会もございます。制度としてはいろいろありますが、問題を抱えた職員は何かしらのシグナルを発しており、管理職はそれに気づくことができる

ようアンテナを張っておく必要があります。ですから学校においても問題を未然防止する何かしらの対策ができるか考えていきたいと思ひます。

○教育長

他に何かございませんでしうか。

(なしの声あり)

○教育長

ないしうでしうので、これを持ちまして令和元年五所川原市教育委員会第6回定例会を閉会いたしませす。

午後4時20分閉会

署 名

五所川原市教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名する。

令和元年10月24日

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

五所川原市教育委員会委員 1番 丁子谷悟

五所川原市教育委員会委員 4番 奈良陽子

会議の書記 教育総務課長 川浪生郎